

添付資料 1-1 用語の定義

用 語	内 容
事業名称及び範囲に関する用語	
内閣府新庁舎（仮称）整備等事業	入札説明書に示される特定事業を示し、以下の各業務を行う。 ①本施設及びC棟の施設整備 ②本施設（C棟への連絡通路除く）の維持管理及び運営 ③既存付属棟の一部及び既存工作物の解体撤去 ④移設付属棟の移設
本事業	「内閣府新庁舎（仮称）整備等事業」を示す。
本業務要求水準書	「内閣府新庁舎（仮称）整備等事業業務要求水準書」を示す。
添付資料	業務要求水準書の内容を具体的に示した設定条件に関する資料であり、業務要求水準書の一部である。
参考資料	業務要求水準書の内容を検討する際の資料である。
敷地及び施設部位に関する用語	
本敷地	【参考資料 2-1】に示される本事業に係る範囲を示す。建ぺい率、容積率算出の際の敷地面積については敷地A+敷地B+敷地Cの合計とすること。
本施設	新庁舎、A棟、中央合同庁舎第8号館、外構（既存部分及び新設部分）、既存付属棟、新設付属棟、移設付属棟及び既存工作物を示す。
内閣府庁舎	事業地内に現存し、内閣官房・内閣府が使用する庁舎で、A棟及び中央合同庁舎第8号館を総称して示す。
A棟	本事業にて改修工事をして使用をする既存A棟を示す。
C棟	本事業にて改修工事をして使用をする既存C棟を示す。
8号館	本事業にて改修工事をして使用をする既存中央合同庁舎第8号館を示す。
新庁舎	新設する新庁舎を示す。
外構（既存部分）	既存の植栽及び工作物（舗装、門、囲障及び擁壁等）を示す。
外構（新設部分）	本事業で新設する植栽及び工作物（舗装、門、囲障及び擁壁等）を示す。
新設付属棟	官用車庫、新設門衛所、哨舎、連絡通路、喫煙スペース及び事業者提案にて設置する付属施設を示す。
既存付属棟	既存内閣府庁舎付属施設の門衛所、駐輪場上屋を示す。（移設する門衛所3を除く）
移設付属棟	本事業にて移設する門衛所3を示す。
新庁舎等	新庁舎、外構（新設部分）及び新設付属棟をいう。
A棟等	A棟、外構（既存部分）、既存付属棟及び移設付属棟をいう。
門衛所	敷地出入口に設置し、歩行者・車両の出入を管理する付属棟を示す。
哨舎	車両用敷地出入口に設置し、車両の出入を管理する付属棟を示す。
既存工作物	【参考資料 2-4】に示される現存する各種工作物を示す。

添付資料 1-1 用語の定義

用語	内容
A棟改修	本事業内で行う新庁舎の整備に伴うA棟の改修工事を示す。
C棟改修	本事業内で行う新庁舎の整備に伴うC棟の改修工事を示す。
8号館改修	本事業内で行う新庁舎の整備に伴う8号館の改修工事を示す。
既存付属棟の一部及び既存工作物の解体撤去	本事業内で行う駐輪場上屋及び既存工作物の解体撤去工事を示す。
移設付属棟の移設	本事業内で行う移設付属棟の移設工事を示す。
駐車場	本施設の一部として整備される駐車場を示す。
小型車	道路交通法上の普通自動車を示す。
中型車	道路交通法上の中型自動車、準中型自動車を示す。マイクロバスなど。
大型車	道路交通法上の大型自動車を示す。
駐輪場	本施設の一部として整備される駐輪場を示す。
要求水準書全般に関する用語	
事業者	本事業を遂行するために特別目的会社として設立され、当該事業を遂行する者をいう。
一次審査通過者	第一次審査を経て競争参加資格があると認められた者をいう。
来庁者	本施設を訪れる者（内閣官房・内閣府等の職員等及び業務従事者、納入業者等を除く。）をいう。
来庁者等	来庁者、業務従事者、納入業者等をいう。
業務従事者	事業者のもとで維持管理・運營業務に従事している者をいう。
納入業者等	国の業務に必要な資材、サービスを届ける業者等をいう。
維持管理担当者	業務従事者のうち建築設備運転監視・点検保守業務に従事する者をいう。
職員	各入居官署の職員をいう。
内部職員	警備・官用車運行管理・電話交換に従事する入居官署の職員をいう。
その他職員	入居官署以外の国の職員をいう。
施設管理機能	施設運営、保全業務の支援及び各種情報提供を行うため、中央監視装置内のデータやオペレーターの入力データを蓄積・演算して表示及び印字ができる機能をいう。
隣接	壁を介して隣り合わせに計画することをいう。
近接	同一階に計画することをいう。

添付資料 1-1 用語の定義

用 語	内 容
保守	建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
劣化	建築物等の全体又は各部材が、当初の性能・機能の状態から低減していくことをいう。
日常清掃	日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務をいう。
定期清掃	月単位、年単位の長い周期で定期的に行う清掃業務をいう。
点検	建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
修繕	建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
改修	建築物等の性能・機能を改善することをいう。
官用車	国が直接調達し、公用として用いる車両をいう。
閉庁日	「行政機関の休日に関する法律」（昭和 63 年法律 91 号）に定める休日のことをいう。
開庁日	閉庁日以外の日をいう。
開庁	本施設の主玄関が開いている状態をいう。
BEMS	建物の室内環境、及び消費エネルギーを把握し、設備システム、機器類の最適な運転管理を行うことでエネルギー使用の最適化、機器類の高効率運転、長寿命化をはかる為のシステムをいう。計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置、ソフトウェアなどで構成される。
災害対策関連システム等	国が別途整備する、災害時に活用するモニタ、FAX、無線等のシステム一式をいう。
緊急事態	災害、事件、事故、故障が生じる事態並びにこれら又はその他に起因して行政機能もしくは庁舎機能に支障を来す自体をいう。
緊急時	緊急事態が生じる又は生じている状況をいう。
消火設備	「消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）」に規定する消火設備並びに「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）」第 5 編第 6 章消火設備に規定する消火設備をいう。
国家公務員身分証明書 I C カード	職員が使用する国家公務員情報を記載した I C カードをいう。
来庁者用 I C カード	来庁者及び納入業者等が使用する I C カードをいう。
I C カード等	I C カードに来庁者 I C カードを含めたものをいう。
政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年版）	統一基準群、政府機関統一基準用個別マニュアル群をまとめたものをいう。
政府機関統一基準適用個別マニュアル群	【外部委託等における情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応のための仕様書策定手引書】【スマートフォン等の業務利用における情報セキュリティ対策の実施手順策定手引書】の総称をいう。
統一基準群	【政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範】 【政府機関等の情報セキュリティ対策運用等に関する指針】 【政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 28 年度版）】 【府省庁対策基準策定のためのガイドライン（平成 28 年度版）】の総称をいう。